
第6章 ゾーン別の緑の計画と施策の方針

6 - 1 ゾーン区分

6 - 2 森のゾーン

6 - 3 里のゾーン

6 - 4 まちのゾーン



双葉水辺公園

6 - 1 ゾーン区分

前章までに述べた緑の計画方針及び施策の方針の内容を、次に示す「森」・「里」・「まち」の3つのゾーンに区分して整理します。

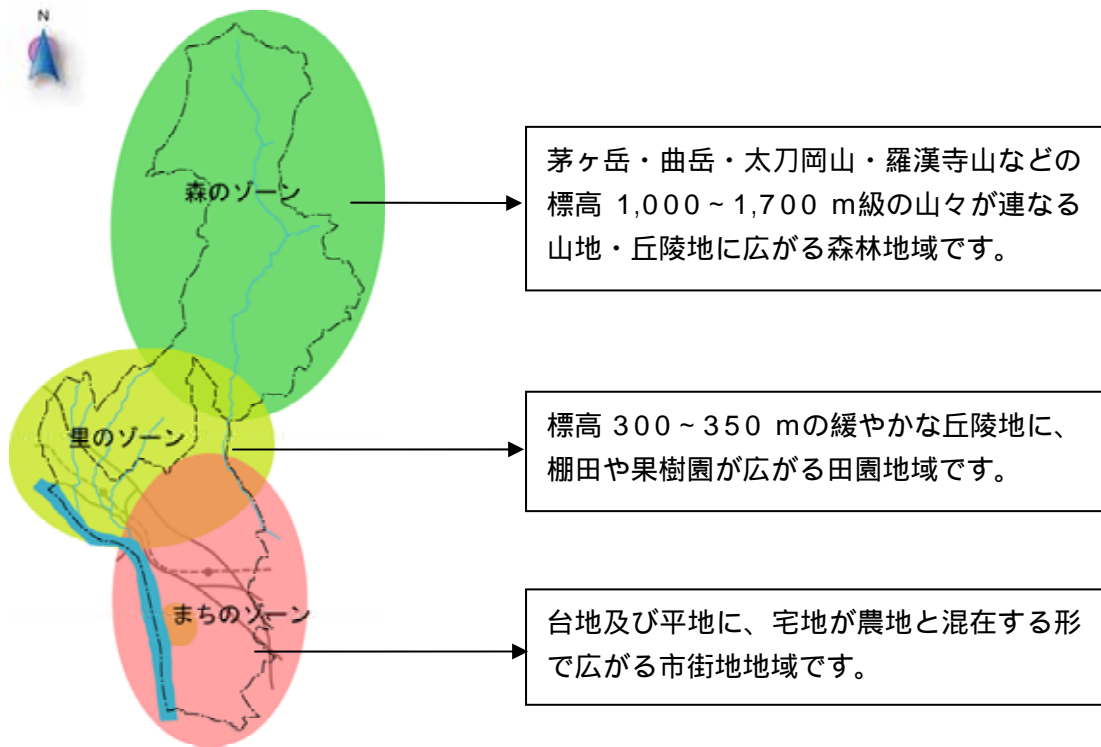


図 6-1 ゾーン区分

6 - 2 森のゾーン

(1) 緑の現況と課題

緑の現況

- ・森林の植生の大部分は、クリ ミズナラ群落、クヌギ コナラ群落などの代償植生で占められています。
- ・昇仙峡付近には天然林のアカマツ群落が見られるほか、丘陵地の一部にはアカマツ植林やスギ・ヒノキ植林が分布しています。
- ・森林は、全体が地域森林計画対象民有林で、一部が保安林や国立公園に指定されています。
- ・広域観光拠点である昇仙峡や、茅ヶ岳・太刀岡山などの景勝地、オートキャンプ場・つり堀・ゴルフ場などの観光レクリエーション施設が立地します。

緑のまちづくりの課題

- ・ふるさとの環境の基盤をなす、森林の保全・回復に向けた適正管理と有効活用を図っていくことが必要です。

(2) 緑の計画方針

- ・ 森林整備の方針に沿った適正な管理や森林施業を行って、森林機能の維持・回復に努めます。
- ・ 国が行う、秩父多摩甲斐国立公園の保護及び利用の管理に協力します。
- ・ 土砂災害の防止に努めます。
- ・ 森林の一部を、市民や企業と連携して、自然に親しむことのできる「ふれあいの森」として活用できるよう努めます。
- ・ 緑を保全・管理し、地域の魅力づくりに役立てます。
- ・ ふるさと自然観察路やトレッキングコースなどの適正な維持管理に努めます。

(3) 施策の方針

- ・ 国立公園・保安林・地域森林計画対象民有林・農用区域などの緑地保全制度や土砂災害の防止に係る制度を継続するとともに、森林整備や農業基盤整備に係る事業を引き続き推進します。(66頁参照)
- ・ 森林の一部を「ふれあいの森」として活用する事業に取り組みます。(66頁参照)
- ・ 北部の森林地域を巡るトレッキングコースを、健康の道として活用することを検討します。(69頁参照)

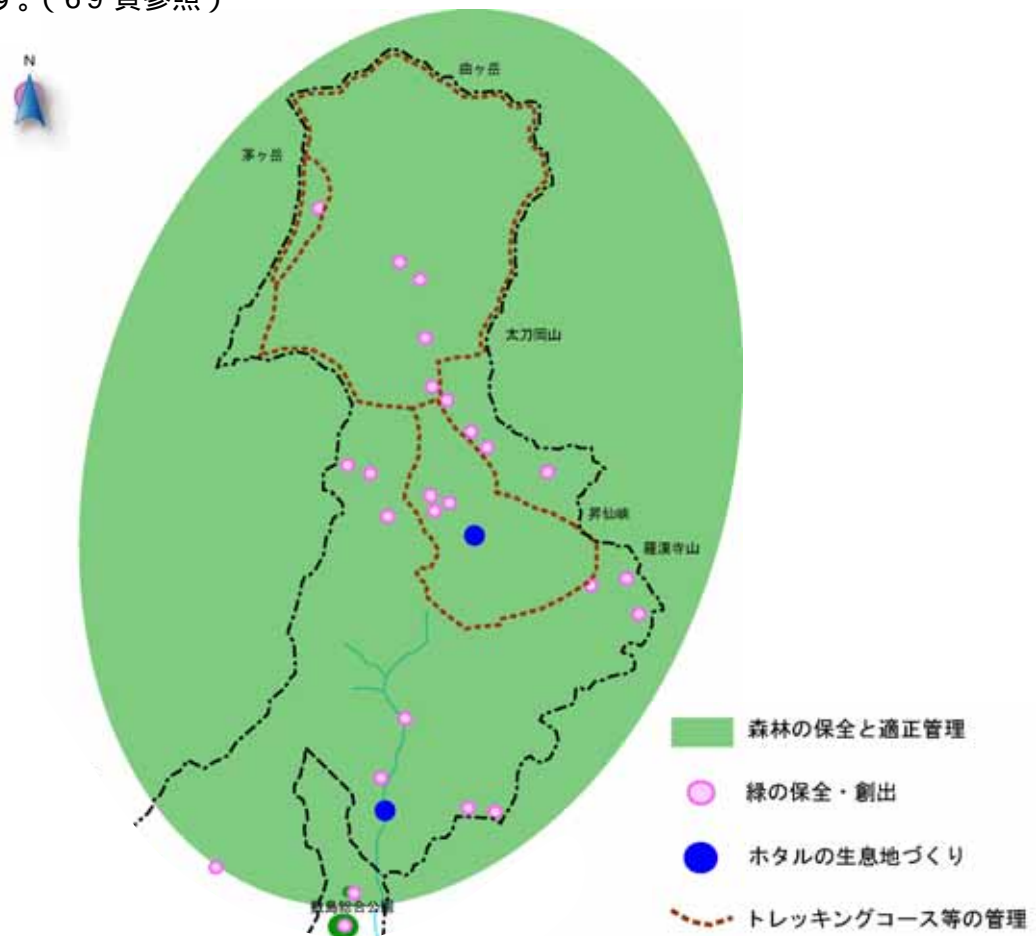


図 6-2 森のゾーンの方針図

6 - 3 里のゾーン

(1) 緑の現況と課題

緑の現況

- ・ブドウ、梅、桃、サクランボなどの果樹栽培地が広がるほか、傾斜地に設けられた美しい棚田が見られます。
- ・まとまりのある優良農地は、農用地区域に指定されています。
- ・敷島総合公園、双葉スポーツ公園、甲斐敷島梅の里クラインガルテン、民間のワイナリーなどのレクリエーション施設が立地しています。

緑のまちづくりの課題

- ・ふるさとの環境の基盤をなす、農地の保全・回復に向けた適正管理と有効活用を図っていくことが必要です。
- ・棚田・果樹栽培地・都市公園などの緑を、本市の魅力を高める緑として、積極的に保全・活用していくことが必要です。

(2) 緑の計画方針

- ・まとまりのある優良農地の保全を図るとともに、生産性の高い都市近郊農業の実現に向けた、農業生産基盤整備の推進などを図ります。
- ・土砂災害の危険性を有する場所について、災害の防止に努めます。
- ・棚田の景観保全に努めます。
- ・緑を保全・管理し、地域の魅力づくりに役立てます。
- ・花の名所、遊休地、ため池など緑について、水と緑のふれあいの場として活用できるよう、市民の身近な憩いの場の設置を検討します。
- ・蔵跡や土豪屋敷などと緑が結びついた、郷土のまちなみ景観については、保全するとともに、雰囲気と調和する緑化を行い魅力の向上に努めます。

(3) 施策の方針

- ・農用地区域などの緑地保全制度や土砂災害の防止に係る制度を継続するとともに、農業基盤整備に係る事業を引き続き推進します。(66頁参照)
- ・農家・市民と連携して、棚田の景観保全活動の発展を図っていきます。(66頁参照)

- ・花の名所、遊休地、ため池などの緑を活かした憩いの場の設置について、市民緑地制度などの活用を図ります。(68頁参照)
- ・市の魅力を高める緑を計画的に保全するため、市の条例や要綱などに基づく緑地を保全する制度の創設を検討します。(72頁参照)

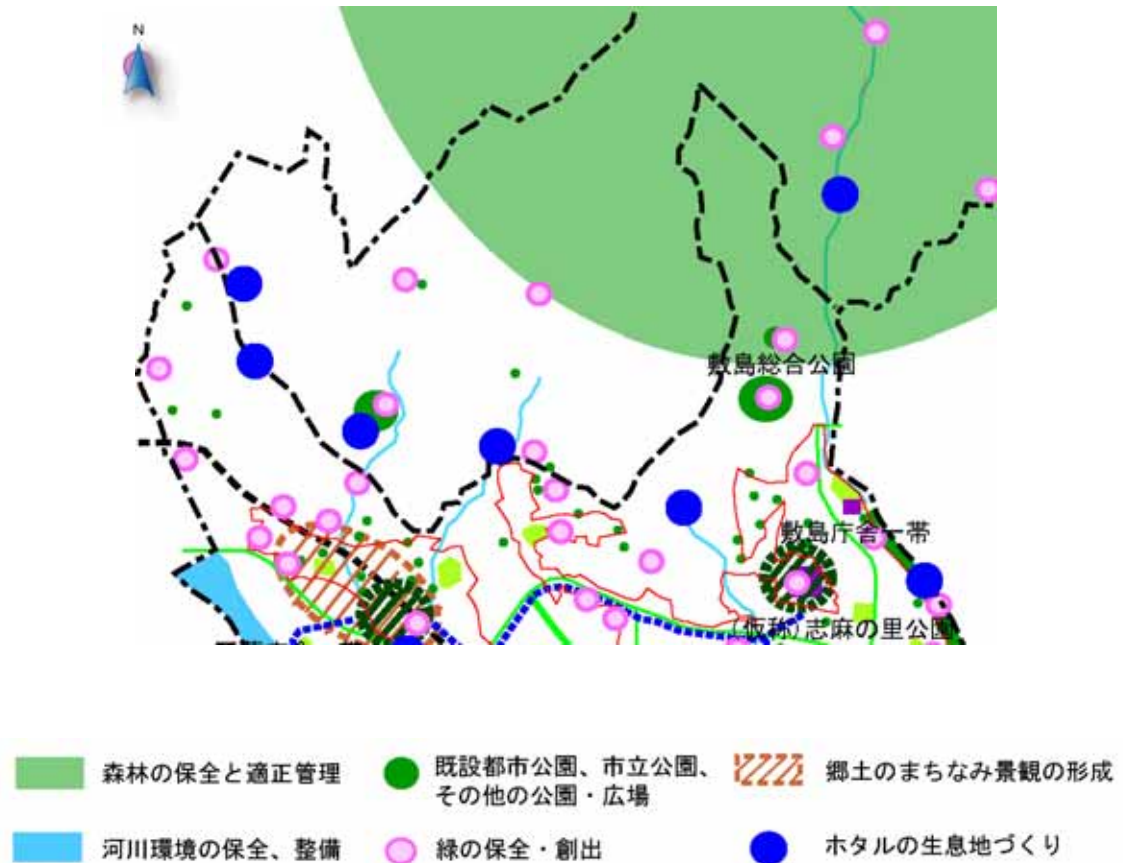


図 6-3 里のゾーンの方針図

6 - 4 まちのゾーン

(1) 緑の現況と課題

緑の現況

- ・公園、街路樹、河川、学校等の公共施設の植栽地、農地、社寺林、屋敷林、住宅や事業所の植栽地などの様々な緑が見られます。
- ・住宅や事業所は緑化が進んでおり、花や緑を持つ民有地が増えています。
- ・宅地と混在する形で分布する農地の多くは、農作物の生産が維持されています。
- ・赤坂台総合公園、釜無川スポーツ公園、玉幡公園などの都市公園や、その他の公園・広場が整備されており、多くの市民に利用されていますが、身近に公園を持たない市街地の区域も見られます。
- ・巨木・名木などが見られますが、その多くは保全制度が適用されていない状況にあります。

緑のまちづくりの課題

- ・安全性・快適性の向上につながる緑を備えた、住宅都市にふさわしい市街地環境の形成を図っていくことが必要です。
- ・少子高齢化社会への移行を踏まえ、市民が活発な地域コミュニティや健康生活を楽しむ緑の環境づくりを行っていくことが必要です。
- ・市街地やその周辺部に位置する緑を、本市の魅力を高める緑として積極的に保全・活用していくことが必要です。

(2) 緑の計画方針

- ・身近な公園・広場のうち、改善を必要とするものは市民の意見を取り入れ、必要に応じリフレッシュ化を図ります。
- ・歩道を持つ道路や河川沿いなどを活用した「健康の道」の設定に努めます。
- ・公園、社寺林、巨木、花の名所、遊休地、ため池などの緑を、市民と連携しながら保全・管理し、緑の名所として地域の魅力づくりに役立てるとともに、市民の身近な憩いの場の設置を検討します。
- ・竜王・敷島・双葉庁舎周辺及び竜王駅周辺を「花と緑の拠点」として位置づけ、積極的な緑化を推進・誘導します。
- ・市街地及びその周辺部に位置する教育施設・福祉施設・スポーツ施設・文化施設などの公共施設については、緑化基準に定める緑の量の確保とともに、施設の特性に合った質の高い緑の創出に努めます。
- ・市街地をはしる国道・県道・市道のうち、主要な道路を「花と緑の景観道路」として位置づけ、植栽帯の設置、花壇づくり、沿道の緑化誘導などを行ない、美しい道の形成を図ります。

- ・河川については、護岸の緑化や、市民と連携して河川沿い民有地の緑化促進などを行ない、「花と緑の景観軸」にふさわしい水辺景観の形成に努めます。
- ・市街地については、生活に潤いを与える緑をつくる、統一感のあるまちなみ景観づくりに向けて緑の連続性を高める、まちの個性や魅力を高める緑をつくる、田園景観と調和する緑をつくるなどの視点に立った緑化を図り、花と緑あふれる市街地環境の形成に努めます。
- ・社寺・蔵跡・土豪屋敷などと緑が結びついた、郷土のまちなみ景観については、保全するとともに、雰囲気と調和する緑化を行ない魅力の向上に努めます。

(3) 施策の方針

- ・公園未整備地区への都市公園の整備を検討します。(67頁参照)
- ・身近な公園・広場については、市民と連携し、必要に応じて、施設の点検や見直し、バリアフリー化などを行うリフレッシュ事業に取り組みます。(67頁参照)
- ・市民の健康増進に役立ち、散策・サイクリングなどが楽しめる健康の道の設定に取り組みます。(69頁参照)
- ・竜王・敷島・双葉庁舎周辺及び竜王駅周辺を中心とする市街地エリアを「緑化重点地区」と定め、積極的な緑化に取り組みます。(70頁参照)
- ・市民・企業の協力を得ながら、花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」のモデル地区を設定し、緑化を誘導します。(71頁参照)
- ・公共施設の緑化事業を推進します。(71頁参照)
- ・緑地協定制度の活用などによる民有地の緑化誘導を図ります。(71頁参照)
- ・市民・企業と連携し、花と緑のまちづくり事業を推進します。(72頁参照)
- ・花の名所、水辺地、ホテルの生息地など、市の魅力を高める緑を計画的に保全するため、市の条例や要綱などに基づく緑地保全制度の創設を検討します。(72頁参照)

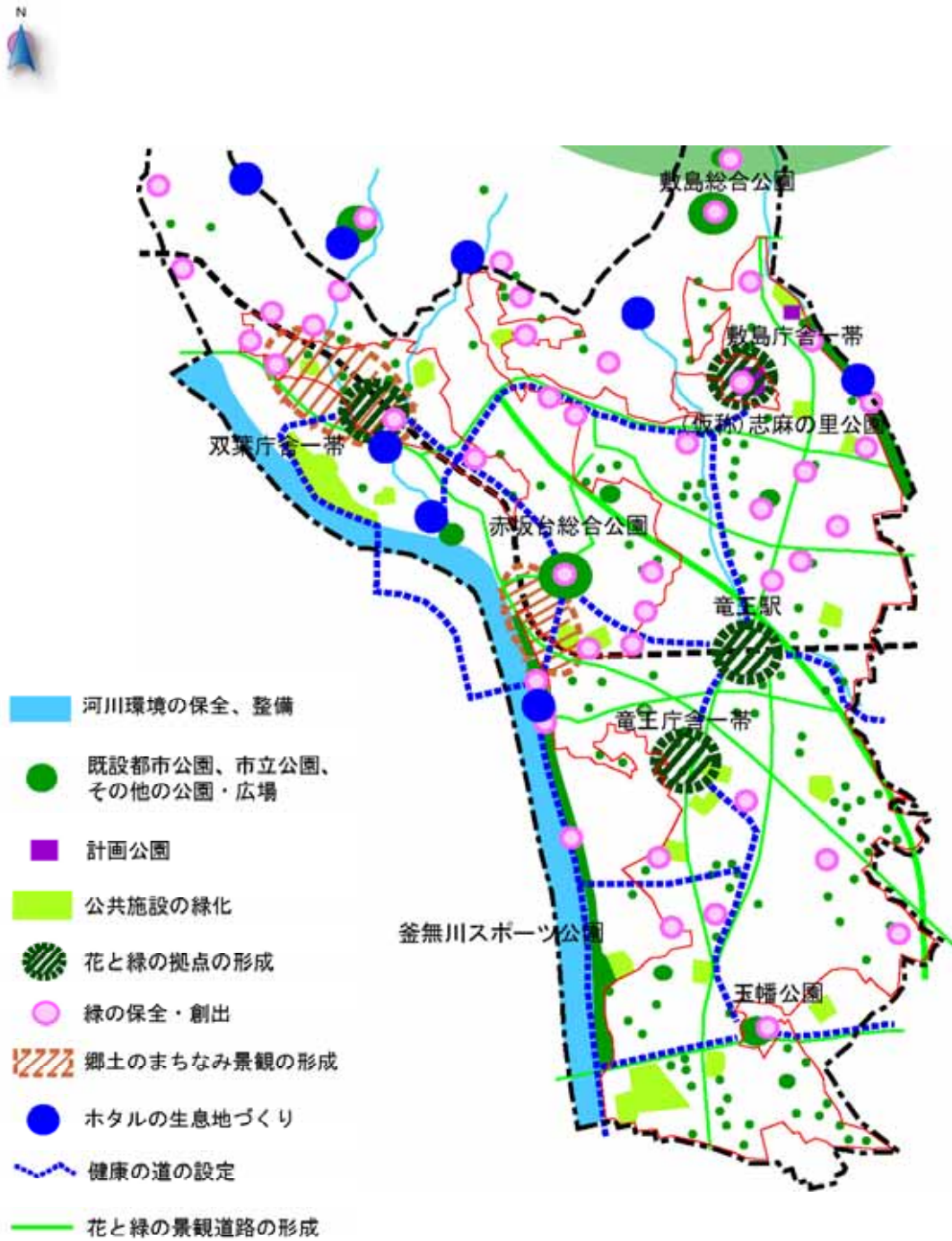


図 6-4 まちのゾーンの方針図